



注意喚起語	危険
危険有害性情報	:吸入すると有害(ミスト) :眼刺激 :遺伝性疾患のおそれの疑い :肺の障害のおそれ :長期又は反復暴露による肺、皮膚の障害
注意書き	<p><b>【安全対策】</b>                  :全ての安全注意(MSDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。                  :この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。                  :適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。                  :ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。                  :屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。                  :取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p><b>【救急措置】</b>                  :吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。                  :気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。                  :眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。                  :眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。                  :皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。                  :汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。                  :皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。                  :飲み込んだ場合、口をすすぐこと。吐かせないこと。                  :飲み込んだ場合、医師の診断、手当を受けること。                  :暴露の懸念がある場合、医師の診断、手当を受けること。</p> <p><b>【保管】</b>                  :容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。</p> <p><b>【廃棄】</b>                  :内容物や容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。</p>

### 3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	鉍油
濃度又は濃度範囲	70%
官報公示整理番号 化審法	既存

### 4.応急処置

吸入した場合	:被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
皮膚に付着した場合	:汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ、水又は微温湯と石鹼で付着した部分を良く洗い流す。 外観に変化が見られたり痛みがある場合は速やかに医師の診断、手当を受けること。
目に入った場合	:直ちに清浄な水で15分以上洗浄した後、眼科医の手当てを受ける。 洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り取り除いて洗浄する。
飲み込んだ場合	:無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。 口の中が汚染されている場合には水で十分に洗浄する。
応急措置をする者の保護	:救助者は呼吸保護具、密閉ゴーグル、保護手袋などの保護具を着用する。

### 5.火災時の措置

消化剤	:粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
使ってはならない消化剤	:棒状注水

特有の危険有害性	:加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消化方法	:危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消化後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	:消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用すること。

## 6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	:作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、 眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れては いけない。 風下にいる人を退避させ、風上から作業する。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	:河川、下水道などに排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
回収・中和	:少量の場合には乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる 空容器に回収する。大量の場合には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所 に導いてから処理する。
二次災害の防止策	:排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7.取扱及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	:「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	:取り扱う場合は、局所排気内、あるいは全体換気の設備のある場所で行う。
安全取扱い注意事項	:すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。 漏れ、あふれ、飛散を防ぎ、みだりに蒸気を発散させない。 容器は転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはなら ない。 接触、吸入、あるいは飲み込まない。 取扱い後は、よく手を洗うこと。
保管	
技術的対策	:保管場所の床は、床面に水が浸入/浸透しない構造とする。 保管場所には、必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
保管条件	:消防法に適合した場所で施錠して保管すること。 :直射日光を避け、換気の良い暗所にて施錠して保管すること。 密栓した容器に保管する。 強酸化剤と同一の場所で保管しない。
容器包装材料	:製品使用容器に準じる。

## 8.暴露防止及び保護措置

管理濃度	:規定なし
許容濃度	
日本産業衛生学会 (2010年版)	:3 mg/m <sup>3</sup> (鉍油ミストとして) 1)
ACGIH (2010年版)	:TLV-TWA:5 mg/m <sup>3</sup> (鉍油ミストとして) 2)
設備対策	:取り扱いについては、全体換気装置、又は局所排気装置を設置した場所 で行う。
保護具	
呼吸器の保護具	:ミスト、蒸気が発生する場合、適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	:通常作業は特に問題ないが高濃度使用の場合、耐油性の手袋を着用すること。
目の保護具	:飛沫が飛ぶ場合には、保護眼鏡を着用すること。
皮膚及び身体 の保護具	:通常の作業衣でよいが絶えず濡れる場合、耐油性のものを着用すること。
衛生対策	:この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後は、よく手を洗うこと。

**9.物理的及び化学的性質**

物理的状态、形状、色など : 茶褐色透明油状  
 引火点(°C) : 196  
 爆発範囲 : な し  
 密度(15°C g/cm<sup>3</sup>) : 0.904  
 溶解度(水) : 溶解しない  
 自然発火温度 : な し

**10.安定性及び反応性**

安定性 : 通常の取り扱い条件においては安定。  
 危険有害反応可能性 : 強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。  
 避けるべき条件 : 通常の取り扱いにおいては危険な反応はない。  
 混触危険物質 : 強酸化剤

**11.有害性情報**

<成分中の鉱油として>

急性毒性  
 経口 : ラット LD50 > 5000 mg/kg [区分外] 3) 4)  
 経皮 : ラット LD50 > 5000 mg/kg [区分外] 3) 4)  
 吸入(蒸気) : 知見なし [分類できない] 3) 4)  
 吸入(ミスト) : ラット LD50 = 2.18 mg/L [区分4] 3) 4)  
 皮膚腐食性・刺激性 : [区分3] 3) 4)  
 眼に対する重篤な損傷・刺激性 : [区分2B] 3) 4)  
 呼吸器感作性 : 知見なし [分類できない] 3) 4)  
 皮膚感作性 : [区分外] 3) 4)  
 生殖細胞変異原性 : [区分2] 3) 4)  
 発がん性 : [区分外] 3) 4)  
 生殖毒性 : 知見なし [分類できない] 3) 4)  
 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : [区分2 (肺)] 3) 4)  
 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : [区分1 (肺、皮膚)] 3) 4)  
 吸引性呼吸器有害性 : [区分外] 3) 4)

**12.環境影響情報**

<成分中の鉱油として>

水生環境急性有害性 : 知見なし [分類できない] 3) 4)  
 水生環境慢性有害性 : 知見なし [分類できない] 3) 4)

**13.廃棄上の注意**

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。  
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。  
 汚染容器及び包装 : 容器を清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

**14.輸送上の注意**

国際規制 : 国連定義の危険物に該当しない  
 国内規制  
 陸上規制情報 : 消防法危険物第4類第3石油類  
 海上規制情報 : 非該当  
 航空規制情報 : 非該当

## 15.適用法令

労働安全衛生法	: 施行令第18条の2〔名称等を通知すべき危険物及び有害物(MSDS対象物質)〕 対象物質: 鉱油
化学物質管理促進法 (PRTR法)	: 非該当
消防法	: 危険物第4類第3石油類
毒物及び劇物取締法	: 非該当
水質汚濁防止法、 下水道法	: 油分排出規制等
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制

---

## 16.その他の情報

引用文献等	1) 日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告(2010) 2) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. ACGIH(2010) 3) 中央労働災害防止協会HP: 安全衛生情報センターGHSモデルMSDS情報 4) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構HP: GHS分類結果 5) JIS Z 7250:2005 化学物質等安全データシート(MSDS) - 第1部: 内容及び 項目の順序 6) 化学工業日報社: 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ(改訂第2版)
-------	---

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として  
取扱う事業者提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考にして、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を  
講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるよう御願います。  
従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。